



お部屋を貸す前に

一般賃貸・転勤者用賃貸

ジェイ・ネットワーク 株式会社

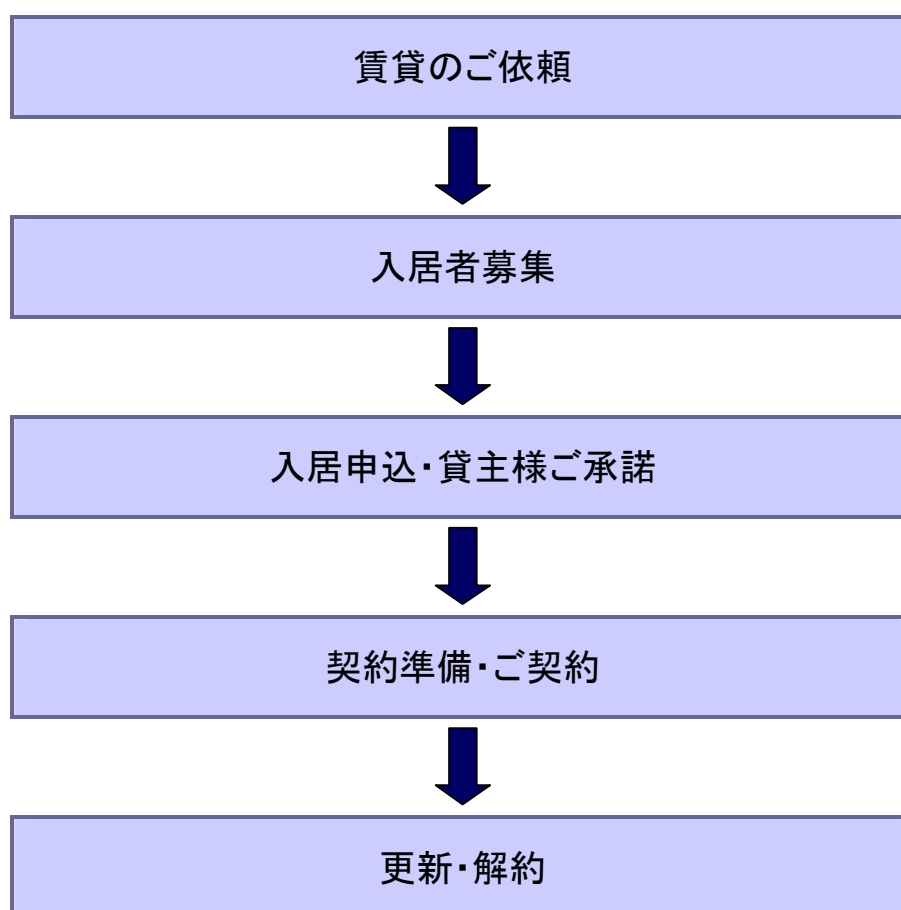
[j.net](https://www.j.net)

弊社は『広尾』という場所柄、高級住宅街の住宅を専門的に営業し、『住まい探し』をお手伝いさせていただきます。

不動産の仲介や賃貸をはじめ、個人・法人のニーズは多様化しており、契約期間ロケーション・グレード・間取り等にこだわりを持たれるお客様へお応えできる的確な情報と良質な物件を提供し、個々のお客様に応じた、柔軟できめ細かなサービスを常に心がけております。

賃貸の手引き

契約から、解約までの詳しい流れのご案内。



業務内容

入居者の募集・広告宣伝

- ・ 周辺市場調査・賃料査定等による募集条件の提案
- ・ 各インターネット媒体による募集
- ・ 入居者向け情報誌による募集
- ・ 不動産業者専用媒体による募集

入居審査

- ・ 入居申込の受付・身元調査
- ・ 連帯保証人の確認
- ・ 賃貸借条件の折衝
- ・ 保証人不要システムの斡旋

賃貸借契約の締結

- ・ 契約書類の作成
- ・ 入居者に対する建物の使用方法の説明・指導
- ・ 公共料金の名義変更・精算に関する連絡業務
※契約の代理締結（転勤者等）

賃料等の収納

- ・ 賃料等の代理受領及び送金
- ・ 賃貸借契約時の礼金・敷金代理受領及び送金
- ・ 賃貸借契約更新時の更新料代理受領及び送金
- ・ 未収金（賃料滞納等）の催促
- ・ 重度滞納賃借人に対する催告書発行及び法的手続きの為の助言
※敷金の代理保管

賃借人に対する管理業務
（更新・再契約）

- ・ 契約更新・再契約案内の提案
- ・ 契約更新・再契約条件の送付
- ・ 新賃料改定の折衝
- ・ 契約更新・再契約による契約書作成

賃借人への折衝業務

- ・ 賃借人からの苦情処理
- ・ 賃借人に対する使用規則遵守徹底
- ・ 賃借人への連絡通知・連絡受付・処理

賃借人の解約・退去立会い

- ・ 解約受付
- ・ 退去時の立会いによる室内点検
- ・ 原状回復費用の負担折衝
- ・ 敷金の精算

貸室内の営繕補修手配

- ・ 賃借人入居時の現況確認書作成
- ・ 賃借人入居中の補修・修繕の実施・費用負担の判定
- ・ 賃借人退去後の原状回復工事の発注・費用負担の判定

滞納保証

- ※上記※印に関しては代理契約によるものと致します。
- ※滞納保証に関しては代理契約を締結させていただきます。

※上記の各業務内容に関し必要に応じて適宜貸主様に報告し、その承諾を得る事と致します。

賃料査定基準

賃料の査定は貸主様の不動産を現地調査した上で、査定額をご提示させていただいております。

査定項目

- ・ 賃貸に出される時期と期間
- ・ 建物の間取りと築後経過年数（外装、内装、設備などの現況）
- ・ 最寄駅及び都心への交通の便
- ・ 日照、騒音あるいは周辺的环境
- ・ その他付帯設備の有無（残置物の有無）
- ・ 礼金・敷金に関しては原則として、礼金無～2ヶ月分、敷金2～4ヶ月分

※外国法人の場合、礼金無・敷金3～6ヶ月分ですが物件、地域性、経済情勢により変更させていただきます。

転勤等により住宅を賃貸する場合は原則として『定期建物賃貸借』の賃貸借を締結致します。

このため賃借人は、当初の契約期間の住居は保証されるものの、それ以降は期間満了による明渡しを請求されます。こうした賃借人側の不利を考え『期間を定めた賃貸借』の賃料相場は通常賃貸より20%程度安く賃料を設定するのが通例です。また礼金・敷金に関しては原則として、礼金無～2ヶ月分・敷金1ヶ月～3ヶ月分ですが物件、地域性、経済情勢により決めさせて頂いております。

賃貸の留意事項

賃料という対価を頂くという事は、一つの事業と考えられます。

貸主様は不動産資産を賃貸借するにあたり、賃借人が満足に生活できるような状態にしていただく必要があります。賃借人が入居する前に補修が必要と思われる箇所は修理し、また賃貸借期間中の貸室内及び設備については賃借人が使用するにあたり、支障の無いように維持して頂く必要がございます。

- ・ 契約期間中賃借人が入居中に発生した貸室内及び設備等で賃借人の故意過失によらない故障の補修義務は貸主様に発生致します。ただし、日常生活において賃借人が簡単に諸修理できるものについては賃借人の負担になります。
- ・ 家財道具は貸室内に残置しない事が原則ですが、貸主様の御都合により残置する場合、補修及び使用不能な場合の撤去費用は貸主様のご負担となります。なお、エアコン・洗濯機・乾燥機等を残置する場合は付帯設備となります。
- ・ 畳・襖・障子は原則として張替えて頂く必要があります。
- ・ 外装・ベランダ・雨樋・壁・天井等建物内部・外部は必要に応じて補修、清掃してください。
- ・ 厨房・換気扇・洗面所・浴室・トイレ等の水廻りの汚れが目立つ箇所については、業者によるクリーニング清掃をしてください。
- ・ 天井・壁・床カーペット・クッションフロアは必要に応じ張替え・清掃をしてください。
- ・ 建具類・設備機器類については賃借人が日常使用において支障の無いようにする必要があります。特に給湯器・風呂釜・トイレ・洗面台についての点検・整備をお願い致します。
- ・ 住宅金融公庫の融資を受けている場合は、『留守管理申請』を原則的に公庫に提出致します。その際、『転勤証明書』が必要となりますのでご用意ください。
- ・ 海外に転勤される方は、必ず納税管理人を管轄税務署にお届けください。納税管理人をお立てになられた場合は、納税管理人の住所をお知らせください。（弊社でご紹介も出来ます。）

管理業務

日常発生する賃借人からのクレーム等に関し弊社が対応し、貸主様に報告の上処理いたします。

契約期間

建物賃貸借契約の期間は、原則として2年間必要で借家法上貸主様に正当な解約事由が無い限り2年毎の法定更新となります。

但し、定期借家契約や転勤等による期限を定めた契約に関しては契約締結時より期間を定めた期日及び、帰任までとなります。(貸主及び代理人より賃借人に対して最低6ヶ月前の通告が必要となります。)

再契約 (定期借家契約)

貸主様の御事情の変更により御帰任が契約満了後、かなり先になる場合は再契約が可能です。

- ・ 再度、契約期間を定めて賃借人に通告する事が可能です。再契約の場合も当初の契約同様期間満了までは明渡しの請求は出来ません。
- ・ 再契約の場合も当初の契約事項の内容に変更はありませんので、新たな礼金・敷金の取得はございません。(但し、再契約する場合は賃借人に再契約料を請求することができます。)

明渡し請求 (定期借家契約)

貸主様の御帰任が決定しましたら原則として契約期間満了の1ヶ月前、最低期間6ヶ月前までに貸室の明渡しのお願いを致します。なお、弊社が貸主様に代わり明渡しの請求を致します。

期限付の賃貸借契約

明渡し請求が出来るのは下記の条件です。『期限付』の賃貸借契約書を使って賃貸し、一定の期間経過後に明渡し請求が出来るのは下記の条件に適合する場です。

- ・ 転勤・療養・親族の介護・その他
- ・ その事情により一定期間その建物を生活の本拠として使用することが出来ないこと。
- ・ その期間の経過後は建物を生活の本拠として使用することになる事。

上記事由が客観的に存在しない場合『期限付』の賃貸借契約の対象となりませんのでご注意ください。

賃借人の解約

賃借人は賃貸借契約期間中であっても契約で定めた解約期間をもって随時解約できます。

賃借人の貸室内明渡し後、直ちに弊社の担当者が立会いの上、損傷の有無、修繕が必要な場合の費用負担等の判定を行い貸主様に報告の上精算して頂きます。

原状回復 (賃貸居住用)

賃貸住宅における賃貸借契約は、あくまでお互い(賃貸人と賃借人)の合意の基づいて行なわれるものであり、その内容について行政が規制する事は適当ではありませんが、原状回復にかかわるトラブルが頻発している事から、裁判所及び取引の実務等を考慮の上原状回復費用負担のあり方について、国土交通省住宅局からガイドラインが発表されました。その内容をふまえ弊社として考える原状回復を記載致します。

敷金の取扱い

敷金は原則として賃借人へ返還されるものですが、契約の終了時において賃借人側に賃料の債務が残っていた場合や、自然損耗（※1）を除き、経年変化（※2）を考慮のうえ補修費用（原状回復義務）が発生した場合には賃借人はその金額を敷金より差し引く事が出来ます。

1. 自然損耗

「通常の使用による損耗のこと」を言い、自然損耗にかかる費用は賃料に含まれております。つまり自然損耗による補修費用は賃貸人の負担義務となり、故意・過失による補修費用は賃借人の負担義務となります。代表的な自然損耗と判断される例としては、以下の点が上げられます。

- ・日焼けによるカーペット・クロス・畳などの変色。
- ・電気製品によるすすれ汚れ。
- ・照明器具の設置跡。
- ・家具跡、壁掛け絵の跡。

2. 経年変化

賃借人の故意・過失による原状回復義務が発生した場合においても、建物の価値は時間の経過により減少しますので経過年数を考慮し、年数が多いほど賃借人の割合負担を減少させることです。

「経過年数による賃借人の割合負担」（新規張替にて賃貸借契約する場合の目安）

居住年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	以降
カーペット・クロス クッションフロアー・畳など	85%	70%	55%	40%	25%	10%	10%

【 計 算 式 】

- ①原状回復費用（資材・工事費用）の額は、退去時の見積額を基準とします。
- ②上記原状回復費用を、下記の割合で負担します。

(1) 前回の貼替からの経過期間が72ヶ月以下の場合

$$\text{賃貸人負担分} = \text{原状回復費用} \times \{ \text{経過期間 (月数)} \times 1.25\%$$

(2) 前回の貼替からの経過期間が72ヶ月を超えた場合

$$\text{賃貸人負担分} = \text{原状回復費用の} 90\% \text{ (一律)}$$

※上記いずれの場合も、 $\text{賃借人負担分} = \text{原状回復費用} - \text{上記の賃貸人負担分}$ となります

自然損耗以外の損耗については全て前頁割合にて負担を算出いたしますが、以下は、自然損耗の対象になりません。

- ・煙草のヤニによるクロス等の変色。
- ・落書き、釘穴、ネジ穴、ぶつけ跡、引っかき傷など。
- ・クロス等のカビ（賃借人が結露を放置したり、室内換気が不十分であった為に生じた場合に除去などの善管注意義務を怠った場合）
- ・重量物（金庫、グランドピアノなどの）設置によるカーペット、クッションフロアー、畳等のへこみ。

建物の価値は、居住の有無にかかわらず時間の経過により減少いたします。賃借人が物件を社会通念上、「通常の使用法」により使用していれば使用開始当時に状態よりも物件の状態が悪くなっても、そのまま賃借人に返還すればよいとすることが学説・判例等の考え方であることから、原状回復義務は賃借人が借りた状態に戻すものではないということが明確になりました。

建物管理及び修繕

賃貸人と賃借人の修繕義務については、賃貸借契約書などで取り決めておりますが、賃貸人と賃借人の修理費用負担区分は物件の特長により差があるため一般的なケースとして一例をあげておきます。

賃貸人が負担するもの

- ・建物の構造部分・外壁・屋根
- ・設備造作物などの経年変化及び通常に使用による損耗
- ・配線・配管などのうち建物躯体などの内部に納められている部分。
- ・共用部分や駐車場。

これらのうち賃借人の故意・過失により修繕が必要となったものや、入居者の使用上の問題で故障が発生したものを除いたものが賃貸人のご負担となります。但し、軽微な電球の交換などは賃借人の負担となります。また専用庭がある場合においては、植栽への散水・通常のお手入れは賃借人に行なって頂きます。植栽の剪定・消毒（害虫駆除）については賃貸人の負担となります。

報酬

建物賃貸借契約時、業務手数料として賃料の1ヶ月分を頂きます。（広告宣伝費用含む）契約更新（再契約）の際は、入居者から得る更新（再契約）料より半月分を事務手数料として頂戴しておりますが更新料を請求しない建物賃貸借契約は（外資系法人等）更新事務手数料として15%を頂戴しております。

なお、弊社が代理契約を行なう場合は賃料・管理費の10%にて委託させて頂き、管理業務に関しては3%にて委託させて頂いております。（上記手数料に関しては別途消費税を請求させて頂きます。）

- ・上記に関し賃料は毎月10日までに当月分を指定の金融機関口座にお振込み致します。
- ・代理契約・集金代行以外の賃貸借期間中の賃料入金確認業務は貸主様にて確認して頂きます。

海外へ転勤される方の源泉徴収と確定申告について

所得税法第212条・213条により、賃借人である法人は海外に転勤される貸主様（非居住者）に支払う賃料より、毎月20%（礼金・共益金も同様）を源泉徴収して管轄の税務署に納付する事が義務づけられております。従って毎月の手取額は業務委託料或いは賃料より源泉徴収額を差し引いた金額となります。例えば、賃料が10万円の場合はおおむね下記のようになります。

A 源泉徴収額	$100,000円 \times 20\% = 20,000円$
B 業務委託料（10%）	$100,000円 \times 10\% = 10,000円$
C 実質手取り賃料	$100,000円 - (A+B) = 70,000円$

なお、源泉徴収による納税額の過不足は年度末に確定申告することで調整されます。

但し、原則として貸主様が納税管理人をたてて毎年確定申告していただく必要があります。

貸主様が物件所在地の税務署に『納税管理人の届出書』を提出し、納税管理人が確定申告書を提出して頂く事になります。

また、弊社の顧問税理士を納税管理人として御利用頂く事も出来ます。その際は、実費が必要となります。

還付請求は5年間さかのぼれます。

算式はおおよそ下記の通りです。

課税対象額 = 賃料収入 - 経費 - 基礎控除

貸したい方のQ&A

準備編

Q. 詳しいサービスの内容を知りたい！

お客様のご都合に合わせて、弊社担当者がご説明にお伺いしますお気軽にご連絡ください。

Q. いつごろ相談すればいいか？

ご相談は随時承っております。

募集時期が具体的にお決まりでなくてもお気軽にお問合せください。

近年、入居希望者は大体1~2ヶ月くらい前から家探しを始めるようですので、お引越の1ヶ月~2ヶ月前までに弊社へのお申込みをお済ませいただければ効率的な募集活動ができると思います。

Q. 自宅をいくらで貸せるか知りたい！

弊社担当者がご自宅に訪問し、現地調査した上で賃料を査定させていただきます。

その際、弊社サービス内容のご説明及び建物・内装・設備等のお手入れのご提案もさせていただきます。

※貸し出すか決めかねているお客様も無料で査定いたします。

Q. 家具を残して貸し出すことは出来るか？

一般的に家財道具を持って引越しをするお客様が圧倒的に多く家具付の賃貸物件のニーズが少ないため、一部の賃貸物件を除いて家財道具がない賃貸物件がほとんどです。このような事情により弊社がお客様のご自宅をお預かりする場合は、原則的に家財道具を留守宅に残さないようお願いしております。

Q. すでに引越しをしていますが、賃貸募集の申し込みはできるか？

もちろん可能です。空室、居住中を問わずお申込みいただき次第、弊社が責任をもって入居者募集から成約、管理、解約精算に至るまで一切を代行いたしますので、安心してお任せください。

Q. 住宅金融公庫の融資を受けていますが、賃貸することはできるか？

転勤などやむを得ない理由により区分所有者以外の賃貸居住者が居住することは例外的事項として認められておりますので、ご安心ください。なお、公庫への所定の手続き等が必要になりますので、詳しくは公庫窓口あるいはご訪問時に弊社担当者にお問合せください。

Q. 現状のままで貸すことはできるか？

ご自宅をお貸しして、その対価として賃料を受け取る以上、入居者が快適に居住できる状態にする必要があります。設備の整備や、必要に応じて壁紙・カーペットなどの貼り替え、ハウスクリーニングの実施をお願いしております。あくまでご自宅の状態によりますので具体的には弊社担当者がご自宅にお伺いした際にご提案させていただきます。

募集編

Q. 借主との契約形態について教えてほしい！

借主と締結する賃貸借契約には以下の3種類の契約形態があります。

【一般賃貸借契約】（借地借家法）

更新を前提とした契約になり、原則として貸主からの解約が困難な契約になります。

【定期借家賃貸借契約】（借地借家法）

貸主の事情により期間を定めて契約を締結するため、期間満了にて貸主から解約する事が可能な契約になります。

【一時使用賃貸借契約】（民法）

借主の事情により一時的な使用を目的とした契約になります。

※転勤者や将来の自己使用または売却等をお考えのお客様には「定期借家契約」で貸し出す事をお勧め致します。

Q. 募集方法について教えてほしい！

入居者をいかに早く決めることができるかは、管理会社選びの上での重要なポイントです。

弊社ホームページをはじめ住宅情報雑誌やYahooやISIZE等のインターネット上の物件検索サイトへの情報掲載による募集活動とともに、弊社の募集中物件リストを取引不動産業者に配布して借主をお探ししております。また、弊社と取り引きしている法人への物件の紹介等、ネットワークを最大限に活かして効率的な入居者募集をはかっております。

Q. 他の不動産会社と並行して募集をお願いすることはできるか？

可能です。

但し、複数の会社が一斉に募集を開始することになりますので情報が交錯し、混乱・トラブルが生ずるケースがあるようです。また募集条件の変更があった場合などにはその都度お客さまが委任した全社に連絡しなければならなど煩雑な手間を強いられることもありますので、ご注意ください。

Q. 禁煙・ペット飼育禁止などの募集条件をつけることはできますか？

もちろん募集条件をつけることはできます。

大切な資産ですから、喫煙やペット飼育、楽器（ピアノ）搬入等について、募集時、賃借人に条件をつけることもあります。

但し、条件をつけることによって募集の間口を狭め、入居希望者を遠ざけることにもなりますので、あまり多くの条件をつけることはお奨めできません。

Q. 何年貸せるか分からないのですが、貸し出し可能か？

弊社では最低2年の保証期間を決めていただき、その期間以降は所定の予告期間をもった解約通知により、賃貸借契約を解消できる定期借家賃貸借契約を採用しております。

Q. 募集を開始してどのくらいで借主が見つかるか？

賃貸市場の動向とご物件個々の特性（賃料、立地など）によりますので、一概には言い切れませんが、前者の点からいえば年度末など人の移動が増える時期には比較的短い募集期間で入居者が決まる傾向にあります。

入居編

Q. どのような借主（入居者）が入居するか心配です・・・。

弊社の基準にて入居審査を行います。

入居審査で弊社の基準を満たし、且つ、貸主様に同意頂いた借主にご入居いただいております。

Q. 借主が賃料を滞納した時は？

賃貸契約期間中に借主から賃料の支払いが遅れたり、滞った場合でも弊社をご利用いただければ滞納時の賃料保証サービスがあるのでご安心ください。また借主への滞納賃料の督促等は弊社が責任をもって行ないます。

Q. 借主が契約期間の途中で退去した場合はどうなる？

借主からの申し出により契約期間の途中で解約になることもございます。貸主様にとっては解約日以降の空室期間中は賃料収入がなくなる上、継続して貸し出しをお考えの場合は次回貸し出しにあたっての再商品化のための修繕費用をご負担いただくことになります。なお、借主が退去した後に弊社の担当者が室内の立会を行い損傷の有無の確認、修繕が必要な場合は費用負担の帰属先の判定等を行いお客様にご報告いたします。

Q. 入居者退去後の修復（原状回復）について知りたい。

賃貸物件における退去時の修復については、その公平性が問われ一部マスコミに取り上げられるなど、問題化しております。弊社では中立の立場から公平な査定を行うために、国土交通省の委託により（財）不動産適正取引推進機構が策定した「原状回復にかかるガイドライン」に基づき、弊社査定を実施しております。

Q. 原状回復のガイドラインとは？

退去時における原状回復について、原状回復にかかる契約関係、費用負担等のルールのあり方を明確にして、賃貸住宅契約の適正化を図ることを目的に、国土交通省が平成 10 年 3 月に取りまとめたものです。平成 16 年 2 月には裁判事例の追加などの改訂がおこなわれております。

その中で本ガイドラインとは、近時の裁判例や取引等の実務を考慮のうえ、原状回復の費用負担のあり方等について、トラブルの未然防止の観点からあくまで現時点において妥当と考えられる一般的な基準をガイドラインとして取りまとめたものであるため、賃貸住宅標準契約書と同様、その使用を強制するものではなく、原状回復の内容、方法等については、最終的には契約内容、物件の使用の状況等によって、個別に判断、決定されるべきものであると考えられる、と位置づけられております。

国土交通省住宅局「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の概要

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaido.htm>

Q. 帰任が早くなりそうですが、期間中の解約はできるか？

あらかじめお決めいただいた保証期間中の解約はお受けすることはできませんので、ご了承ください。

税金編

Q. 賃貸により受け取る収入は税金上どのように取扱われるか？

自宅を賃貸することによって得た毎月々の賃料、契約時の礼金は不動産所得として、所得税の課税対象となりますので毎年確定申告をしていただく必要があります。その年の1月1日から12月31日までの総収入金額から必要経費を差し引いて計算をした額に所得税が課税されます。

※年末調整を受けた給与所得者で、不動産所得やその他の給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合には、確定申告をする必要があります。

Q. 自宅を賃貸中に確定申告すると、税金が還付される事はあるか？

損益通算により還付となる場合があります。損益通算とは、2種類以上の所得があり、黒字と赤字の所得があった場合に、一定の手順によりその黒字と赤字を差引計算する事ですが、年末調整を受けた給与所得者が自宅の賃貸による不動産所得が赤字となった時は、給与所得との損益通算により所得税が還付される場合があります。

Q. 確定申告をすると税金が還付される事はあるか？又、申告書はどこに提出すればよいのか？

不動産賃貸料から源泉徴収された税額を、確定申告で精算することにより、還付を受けられる場合があります。1年以上の予定で海外勤務者として赴任する場合には、原則として非居住者になります。

非居住者の所得のうち日本国内で発生した所得については、引き続き日本の所得税法が適用されますので、一定額以上の不動産所得があれば、毎年確定申告書を提出する必要があります。

ところで、非居住者の国内不動産の賃貸料は、賃借人が法人の場合、支払の際に20%の源泉徴収することが義務付けられています（使用目的が、賃借人又はその親族の居住用である場合を除きます）から、この源泉徴収税額は確定申告により精算されることになり、計算結果によっては還付となる場合があります。（逆に納付になる場合もあります）。なお、確定申告書の提出先は、自宅（直前の納税地）に親族が引き続き居住している場合は、自宅の住所地を管轄する税務署、そうでない場合は、賃貸不動産の所在地を管轄する税務署となりますが、詳細は務署にお問い合わせ下さい。

Q. 賃貸すると住宅ローン減税（住宅取得等特別控除）は受けられなくなるか？

現行の取り決めでは転居の理由を問わず、その物件に住んでいることが条件になっていますので、転居した年より特別控除を受けることはできなくなります。但し、2003年度の税制改正により、2003年4月以降に転居された方は赴任前と帰任後に税務署に届け出をされますと、再び特別控除が受けられるようになります。詳細につきましては、最寄りの税務署にてご確認下さい。

Q. 確定申告の際に必要な経費として計上できるものを知りたい。

一般的に経費として計上できるものとして以下の項目があります。なお、詳細につきましてはお近くの税務署にお問合せください。

- 固定資産税、都市計画税 ●地代（借地の場合）、●建物の減価償却費 ●ローン返却に伴う支払利息
- 火災保険料 ●マンション管理費 ●賃貸の際に行うリフォーム工事費用や建物や設備の修理費用
- 弊社にお支払いいただく管理手数料、契約時の費用

※経費項目の請求書、領収証などの書類は申告時に必要になりますので、大切に保管してください。

会社概要

会 社 名	ジェイ・ネットワーク 株式会社
代表者氏名	代表取締役 石井 準一
業 務 内 容	賃貸・仲介・管理・住宅リフォーム・火災保険取扱
所 属	(社) 全日本不動産協会 (社) 不動産保証協会
所 在 地	〒 150-0012 東京都渋谷区広尾 5-19-12 渋谷広尾ビル 2F TEL 03-5793-7711 FAX 03-5793-7712
設立年月日	1999 年 (平成 11 年) 10 月
資 本 金	5,000,000 円
取 引 銀 行	東京三菱UFJ銀行 広尾支店 さわやか信用金庫 広尾白金支店 西武信用金庫 恵比寿支店
主な取引先	財団法人 首都圏不燃剣突公社 東急リロケーション 株式会社 三井不動産販売 株式会社 三井不動産住宅リース 株式会社 三菱地所リアルエステートサービス 株式会社 三菱地所投資顧問 株式会社 相互住宅 株式会社 住友不動産 株式会社 森トラスト 株式会社 株式会社 東急コミュニティー 株式会社 長谷エライブネット 中央土地 株式会社 東京建物不動産販売 株式会社 トータルハウジング 株式会社 GEリアルエステート 株式会社 (順不同)